

千葉市にお住まいの方へ
～住民税の寄附金控除についてのお知らせです～



**平成29年1月1日以後、千葉市在住の個人の方が千葉県の
県民税寄附金税額控除の対象となる法人に寄附をすると、
住民税寄附金税額控除(※)の額が従前と異なる場合が生じます。**

※ 地方税法第37条の2第1項第3号若しくは第4号又は同法第314条の7第1項第3号若しくは第4号の規定に基づき、県又は市町村が条例で定める寄附金に係る寄附金税額控除です。

平成29年度税制改正で、県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴う道府県から指定都市への税源移譲が行われ、平成30年度分以後の住民税から千葉市を含む指定都市在住の方の個人住民税所得割の税率が次のとおり改正されました。

税率	改正前	改正後
個人市民税	6%	8%
個人県民税	4%	2%

※ 改正後も合計税率は10%のままです。

この改正に伴い、**平成29年1月1日以後に行われた寄附から、住民税の寄附金税額控除の計算方法も次のとおり変わります。**

《改正の概要》 ※【重要】指定都市在住の方の場合に限ります

区分		改正前 (平成29年度分住民税まで)	改正後 (平成30年度分住民税から)
寄附金 税額控除 の計算方法	個人 市民税	(寄附金額 - 2千円) × 6%	(寄附金額 - 2千円) × 8%
	個人 県民税	(寄附金額 - 2千円) × 4%	(寄附金額 - 2千円) × 2%

(注) 表中の「寄附金額」は、寄附した金額の合計額と総所得金額等の30%のいずれか低い金額となります。

**この結果、平成29年1月1日以降、千葉県のみが条例で指定している
(千葉市が指定していない) 法人に対して行った寄附については、市民税
からの寄附金税額控除の適用がないため、受けられる税額控除額が改正前
と比べ少なくなります。**

【千葉市在住の方が寄附を行った場合の寄附金税額控除額イメージ】

寄附金税額控除の対象となる寄附金は、県及び千葉市がそれぞれの条例で定めます。そのため、控除対象として県と千葉市の両方が指定している場合と、いずれか一方のみが指定している場合があります。**(寄附先の法人に対する寄附金の指定状況をご確認ください。)**

県と千葉市における指定の状況に応じて、寄附金税額控除額は以下のとおりとなります。

寄附金税額控除の対象とする旨の県又は千葉市の指定			例：12,000円を寄附した場合の税額控除額			
				改正前	改正後	増減
ケース①	県指定	県民税	400円	200円	全体の控除額は変わりません。	
	千葉市指定	市民税	600円	800円		
ケース②	県指定 千葉市なし	県民税 市民税	400円 —	200円 —	▲200円	
ケース③	県なし 千葉市指定	県民税 市民税	— 600円	— 800円	+200円	

※ ケース②のように、住民税全体（県民税と市民税の合計額）から控除される税額が少なくなる場合があります。

☆控除を受けるには確定申告が必要です☆

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした翌年の確定申告期間中に、所得税の確定申告をする必要があります。(確定申告をすることで、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。)

確定申告については税務署にお問い合わせください。

なお、所得税が課税されず、個人住民税のみ課税対象となる場合には、寄附をした翌年の3月15日までに住まいの市町村(1月1日現在の住所地)に対して申告が必要になります。

○ **千葉県の県民税の寄附金控除対象法人については、県ホームページをご覧ください。**

◀対象となる法人一覧：<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/kifukinkoujo.html>▶

○ **千葉市の市民税の寄附金控除対象法人及び個人住民税に関する手続き等については、下記へお問い合わせください。**

ご住所が中央区・若葉区・緑区の方 : 千葉市東部市税事務所市民税課

〒264-8582 千葉市若葉区桜木北 2-1-1 若葉区役所内

TEL:043-233-8140

ご住所が花見川区・稲毛区・美浜区の方: 千葉市西部市税事務所市民税課

〒261-8582 千葉市美浜区真砂 5-15-1 美浜区役所内

TEL:043-270-3140



千葉県

千葉県総務部税務課課税調査班 TEL:043-223-2117 FAX:043-225-4576
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1